

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 人材政策室 1頁

規 則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年二月一日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第二号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の見出し中「伝染病」を「感染症」に改め、同条第一項中「学校保健法施行規則」を「学校保健安全法施行規則」に、「第十九条」を「第十八条」に改め、「第一種」の下に「（同条第二項の規定により感染症とみなされるものを含む。）」を加え、同条第二項中「学校保健法施行規則第十九条」を「学校保健安全法施行規則第十八条第一項又は第二項」に、「伝染病」を「感染症」に、「かかっている疑」を「かかっている疑い」に改め、「若しくは職員」及び「又は出勤」を削り、同条第三項中「又は出勤」を削る。

第四十五条第一項第一号中「学校保健法」を「学校保健安全法」に、「第十二条」を「第十九条」に改める。

第四十九条第四号中「伝染病」を「感染症」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発 行
津市 広明町 13 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社